

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 7 月17日
【報告者の名称】	株式会社アガスタ
【報告者の所在地】	東京都港区三田二丁目21番 6 号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 (5440) 6226 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 田中 郁恵
【縦覧に供する場所】	株式会社アガスタ (東京都港区三田二丁目21番 6 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 N I S I 株式会社

所在地 東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、公開買付者による本公開買付けについて、平成21年7月16日開催の取締役会において、慎重に協議・検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様にとって合理的な価格で当社株式の売却機会を提供できるものと判断し、賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を、決議に参加した取締役の全員一致で決議いたしました。

なお、当社取締役会長である江戸みさ（以下「応募予定者」といいます。）は、当社の発行済株式総数の48.2%（小数点以下第2位を四捨五入、14,790株）を保有する株主であり、後述のとおり、保有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することに同意しているため、公正性の観点から、当社の取締役会における本公開買付けに係る議案の決議に参加せず、応募予定者を除いた取締役による決議としております。

また、本決議は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が当社を完全子会社化する予定であることまた、その後、当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提としています。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、海外の中古車販売業者や個人顧客に対してWebサイトや電子メールを利用して品質の良い日本製中古自動車を中心に輸出販売を行っております。「ボーダレスリサイクリング」のコンセプトのもと、必要とされている「商品」や「サービス」を地球というフィールドの上で自由自在に流通させ、国境を越えて効率的に供給する「プラットフォーム」を提供することを目指しております。

現在、当社は、海外の中古車販売業者から買い付け依頼を受け、日本全国の中古車オークション・中古車販売店等のネットワークを利用して車両を仕入れ、顧客毎の要望に合わせた整備や品質状態に仕上げ輸出するBtoB販売事業と、当社が運営する中古車のグローバルオンラインショップ「PicknBuy24.com」上に、検査・整備・洗浄を終えた自社の車両情報を掲載し、海外の個人顧客にサイト上の手続だけで好きな車両を購入して頂くWeb販売事業を営んでおります。

昨今の中古車輸出業界は、昨年来の世界的な金融危機に端を発した世界的不況、円高の進行、ロシア共和国における輸入中古車に対する関税引上げ等の影響を受けて大変厳しい状況であります。日本中古車輸出業協同組合の『中古車輸出統計』によれば、輸出台数実績は平成21年1月から5月において前年同期比60.1%減と大幅に減少しており、当社においても受注が著しく減少いたしました。さらに平成21年5月29日付『主要取引先であるNAZA GROUP OF COMPANIESとの取引停止に関するお知らせ』で開示いたしましたように、主要取引先との取引を停止したことから、当社単独では売上高及び営業利益の確保が困難な状況となっております。

このように、当社を取り巻く環境は非常に厳しく、事業の先行きについても不透明となっており、これまでWeb販売事業の拡大や新たな事業創出について取り組みを行ってまいりましたが、BtoB販売事業の著しい売上高減少による利益の喪失を補てんする事業の見通しは、現状立っておりません。当社はコスト削減をはじめとして業績の改善を図りつつも、売上高及び営業利益の確保が困難な状況が継続する場合、企業活動を継続することによって企業価値の毀損を招く恐れもあることから、企業の存続の可否も含め、株主利益を最大限に確保するためのあらゆる施策を検討してまいりました。

また、当社は、平成21年2月末日付けで株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準（時価総額）に抵触いたしました。これ以降、当社取締役会において、業績改善及び企業価値や株主価値の向上に資する施策について検討してまいりました。

平成21年5月からは、当社は、当社株式の取得を含む資本業務提携を行う候補先として、複数の候補先に打診を行い、うち複数の候補先との間で協議を実施し、その結果、中小企業振興ネットワークの一員であり、中小企業の発展に寄与しているN I Sグループ株式会社（以下「N I S」、公開買付者とN I Sを合わせて「公開買付者ら」といいます。）を選定して、当社の企業価値・株主価値の向上を実現するという視点から検討及び協議を行ってまいりました。

このような状況の中、当社が有する事業ノウハウを活かし、新たな付加価値の創造等が見込めるN I Sとの間で資本業務提携を検討し、今後はN I Sグループの一員として業績の改善と企業価値の向上に努めていくことを決定いた

しました。

N I Sは、中小企業の成長支援、海外展開支援の一環として、アジア各国を始めとする外国企業と日本国内の中小企業間の貿易事務や決済等を総合的にサポートする貿易事業を推進しており、今後はN I Sの貿易事業のプラットフォームとして当社の有するノウハウやネットワークを活用することを意図しております。加えて、当社のWeb販売事業において重要な課題である輸出入中古自動車等の確保やその他商材の調達・販売等において、N I Sが参画する「中小企業振興ネットワーク」に加盟する企業とのシナジー効果の発揮を検討してまいります。

(3) 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

N I Sは、海外事業の展開の促進につながる事業パートナーを模索しておりました。当社、当社取締役会長であり筆頭株主でもある応募予定者及びN I Sは、協議・検討を重ねた結果、N I Sが培ってきた海外事業におけるノウハウ、リソース及びネットワークと、当社が有する事業ノウハウ等を融合することで、N I S及び当社の相互の事業展開を促進し、新たな付加価値を創造することが可能と判断するとともに、係る融合を迅速かつ効率的に実現するためには、両社がグループとして一体となって、迅速かつ柔軟な意思決定の実現や、当社におけるN I Sと一体となった経営戦略の策定と遂行の円滑な実現を図ることが不可欠であるとの共通認識に至りました。

またN I Sは、「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる体制を構築していく」というビジョンを共有する独立企業同士のネットワークとして創設された「中小企業振興ネットワーク」に参加しており、係るネットワークにおける各企業とN I S及び当社間のシナジー効果についても将来的に期待できるものと考え、今後も当社とともに検討を重ねていく予定です。

(4) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載しましたとおり、現状、当社単独では売上高及び営業利益の確保が困難な状況が継続し、企業活動を継続することによって株主価値の毀損を招く恐れがあると認識しております。

このような状況の中、企業の存続の可否も含めて株主利益を最大限に確保するためのあらゆる施策を検討した結果、当社は、当社が有する事業ノウハウを活かして新たな付加価値の創造等が見込めるN I Sとの間で、今後はN I Sグループの一員として業績改善と企業価値の向上に努めていくことを決定いたしました。本公開買付けを含む完全子会社化の実現のための一連の取引が、当社の利益改善及び企業価値向上のために不可欠であると考えております。

本公開買付け及びその後の完全子会社化は、企業の存続の可否も含めて株主利益を最大限に確保するためのあらゆる施策を検討した結果として実施するものであり、当社の上場廃止を直接の目的とするものではありません。

また、当社は、当社株主の利益を最大限保護するべく、「(9) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、上場廃止となる当社株式に代わる対価として金銭の交付を受ける機会を株主に提供することを企図しております。

(5) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社、応募予定者、及びN I Sは、平成21年6月30日付『公開買付けに関する契約の締結に関するお知らせ』にて開示いたしましたとおり、「公開買付けに関する契約」（以下「本契約」といいます。）を締結しております。また、公開買付者は平成21年7月2日に設立登記が完了し、同日付で本契約を締結しております。

本契約では、応募予定者が、本公開買付けが開始された場合には速やかに、その保有する全ての保有株式（発行済株式総数の48.2%（小数点以下第2位を四捨五入）、14,790株）につき本公開買付けに応募することが合意されております。

もともと、①その買付価格の総額が本公開買付けにおける買付価格の総額を著しく上回ること、②その買付条件（買付価格を含みますがそれに限られません。）が総合的に判断して本公開買付けの買付条件を著しく上回ること、③その実現可能性が高いと応募予定者が合理的に判断したものであること等の全ての条件を満たした対抗公開買付けが開始されたといった場合には、応募予定者は、本公開買付けに応募しない又は本契約を解除することがあり、この場合、本公開買付けは買付予定数の下限に達せずに、成立しない可能性があります。

この点に加え、本契約では、①本公開買付けが成立した場合、当社は、平成21年9月下旬に開催予定の当社の定時株主総会に対して、N I Sが別途指名する取締役4名を選任するための議案を付議し、かかる議案が可決されるよう合理的な範囲で最大限協力すること、②本公開買付けが成立したにもかかわらず、同定時株主総会において、かかる議案が可決されなかった場合には、当社は、かかる議案が可決されるまで、かかる議案をその後に開催される株主総会に付議する等、それが可決されるよう合理的な範囲で最大限協力すること、③本公開買付けが成立した場合、応募予定者は、本公開買付けに係る決済完了以前の日を基準日とする当社の株主総会が開催されたときは、公開買付者又は公開買付者が指名する第三者に対して、当該株主総会における株主としての一切の権利行使を委任し、また、当社

の株主総会において株主としてのその他の権利を行使しないことが定められております。さらに、本契約においては、本公開買付けが成立した場合には、全部取得条項付株式を利用する方法その他適切な方法により当社をN I Sの完全子会社とする予定であることが確認されております。

また、公開買付者らは、応募予定者を除く本契約締結日において在任する当社の取締役について、やむを得ない理由がある場合を除き、取締役として継続して処遇するよう努めることとされています。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置

当社取締役会は、当社及び公開買付者らから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）を指名し、当社の株式価値の算定を依頼しました。加えて、外部の法律専門家の助言を受け、これらの情報を参考にして、本公開買付けに賛同することが当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するかどうかについて慎重に審議いたしました。

当社は、フロンティア・マネジメントより株式価値算定書を取得し、N I Sとの間で協議を行い、平成21年6月30日開催の取締役会において、本公開買付けにおける諸条件について当該算定書や外部の法律専門家による助言を参考にしつつ、慎重に検討を重ねました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な価格で当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成21年6月30日付『公開買付けに関する契約の締結に関するお知らせ』にて開示いたしましたとおり、本契約を締結すること、本公開買付けが実施された場合、当社は、本公開買付けに賛同の意見を表明する予定であることを決議いたしました。

また、平成21年7月16日開催の取締役会においても、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な価格で当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、以下に記載のとおり、決議に参加しなかった応募予定者を除く全3名の取締役の全会一致で、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

(7) 利益相反を回避するための措置

当社と公開買付者らとの間には利害関係その他特段の関係はありません。しかしながら、本公開買付けの重要性を勘案し、適切かつ公正に取締役会における判断を行うことを意図して、当社は、公開買付者とは別に、当社及び公開買付者らとは独立した第三者算定機関から当社の株式価値に関する意見を取得し、これを参考に、本公開買付けの買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定及び本公開買付けに対する賛同の判断をしております。

また、平成21年6月30日及び平成21年7月16日開催の当社取締役会において、取締役会長である応募予定者は、当社の発行済株式総数の48.2%（小数点以下第2位を四捨五入、14,790株）を保有する株主であり、かつ、公開買付者らとの間で本契約を締結しているため、公正性の観点から、当社の取締役会における本公開買付けに係る議案の決議に参加せず、応募予定者を除いた取締役により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

- (8) 株主に対して当該買付け等に応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠
買付価格については、以下に記載の算定結果を参考に、慎重に検討を重ねた結果、妥当と判断しました。

〔算定の基礎および経緯〕

本公開買付けにおける買付価格24,500円は、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における平成21年6月30日の終値である11,450円に対して114%（小数点以下四捨五入）、平成21年6月30日までの過去1ヶ月間（平成21年6月1日から平成21年6月30日まで）の終値の単純平均値11,600円（小数点以下四捨五入）に対して111%（小数点以下四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメントに対し、当社の株式価値の算定を依頼しました。フロンティア・マネジメントは、同算定における当社の株式価値について、当社が提供した財務情報及び財務予測その他の一定の前提及び条件の下で、修正純資産法を用いて評価をし、市場株価平均法他の評価結果も参考にしております。一般的に用いられるディスカウント・キャッシュ・フロー（DCF）法は、事業継続を前提とした算定方法であるところ、当社が平成21年5月29日付『主要取引先であるNAZA GROUP OF COMPANIESとの取引停止に関するお知らせ』で開示いたしましたように、平成20年6月期における当社の売上高の68.7%を占める主要取引先との取引を停止することになったこと等に伴う当社売上の急減に伴う損失が大きく、追加のコスト削減等の業績改善を図ったとしても、当社単独での事業継続が困難であるとの想定から、現在における当社の状況には適合しないと判断し、評価結果としては採用していません。

なお、上記各評価方法において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

修正純資産法	21,647円から22,099円
	当社の平成21年4月末の換金可能性を考慮した純資産額を基礎に、今後発生が見込まれる損益及び事業を停止する場合の清算等に関する費用を調整することにより算定しています。
市場株価平均法	11,328円から11,597円
	直近重要事実公表後（平成21年6月1日から6月26日）11,597円
	直近1ヶ月平均（平成21年5月27日から6月26日）11,328円
	※直近重要事実とは、当社が平成21年5月29日付で開示いたしました『事業の現状、今後の展開等について』及び『主要取引先であるNAZA GROUP OF COMPANIESとの取引停止に関するお知らせ』を指します。

当社はフロンティア・マネジメントから平成21年6月29日に報告を受けた、当社の株式価値の算定結果を参考に、当社の企業価値および株主共同の利益の観点から本公開買付けにつき十分な協議を行った結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様にとって合理的な価格で当社株式の売却機会を提供できるものと判断し、本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を、決議に参加した取締役の全員一致で決議いたしました。

〔算定機関との関係〕

第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントは、当社又は公開買付者いずれの関連当事者にも該当しません。

- (9) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行する全ての普通株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け成立後に、全部取得条項付株式を利用する方法その他適切な方法（以下「本件スクイーズ・アウト」といいます。）により、当社を完全子会社とすることを予定しています。

具体的な方法としては、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②定款変更を行うことにより、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、③当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引換えに別の種類の当社株式を交付すること、及び④上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会並びに上記②を付議議案とする普通株主による種類株主総会（あわせて、以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを当社に対し要請する予定です。

上記各議案が承認可決された場合、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取

得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当該株式と別の種類の当社株式が交付されることとなります。当社の株主に対価として交付されるべき別の種類の当社株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手に従い、当該端数の合計数を売却又は当社が取得することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（この結果、株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、最終的には本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在は未定ですが、公開買付者が当社の全ての発行済株式を所有することとなるよう、公開買付者は、当社に、公開買付者以外の当社株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記①ないし③の手に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

なお、本件スクイーズ・アウトについては、当社および公開買付者らの受ける法律上・税務上の影響、関係法令についての当局の見解、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の当社株主の当社株式の所有状況その他の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者以外の当社株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会社化をすることを予定しております。この場合における当該当社株主に交付される金銭の額についても、本公開買付けにおける買付価格を基準として算定される予定ですが、最終的には本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

以上の場合における具体的な手にについては、公開買付者らと協議の上、決定次第、速やかに開示いたします。

本公開買付け及び本件スクイーズ・アウトに際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(10) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されております。

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載しました、平成21年2月末日付で東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準（時価総額）に抵触いたしました件に関しては、平成21年7月1日付『当社の時価総額が3億円以上になったことについて』で開示いたしましたように、当社株価が上昇したことにより、平成21年6月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となり、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当しないこととなりました。

しかしながら、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定の株式数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定のを経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、本件スクイーズ・アウトにより当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しておりますので、上場廃止基準に従い所定のを経て、上場廃止となる見込みです。

上場廃止となった場合は、当社株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。

(11) 今後の見通し

当社は、本臨時株主総会とは別に、平成21年9月下旬に定時株主総会（以下「本定時総会」といいます。）を開催する予定ですが、本定時総会において、N I Sが指名する取締役4名を選任するための議案を付議し、係る議案が可決されるよう、合理的な範囲で最大限協力することに合意しております。

なお、本契約において、応募予定者は、本公開買付けが成立し、本定時総会が開催された場合、応募予定者が本定時総会の基準日において保有していた当社発行済株式総数の48.2%（小数点以下第2位を四捨五入、14,790株）に係る本定時総会における株主としての権利行使を、公開買付者又は公開買付者が指定する第三者に対して委任することに合意しております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役職名	所有株式数（株）	議決権数（個）
江戸 みさ	取締役会長	14,790	14,790

鈴木 康二	代表取締役社長	854	854
田中 郁恵	取締役管理本部長	515	515
井草 一貴	取締役営業本部長	80	80
羽織 信太郎	監査役	30	30
平田 毅彦	監査役	350	350
加藤 君人	監査役	-	-
内倉 栄三	監査役	-	-
合計	8名	16,619	16,619

(注1) 監査役平田毅彦、加藤君人、内倉栄三は会社法第2条16号に定める社外監査役であります。

(注2) 役職名、所有株式数及び議決権の数は提出日現在のものです。

(注3) 役員持株会は組成されておりません。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項なし。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項なし。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項なし。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項なし。